令和7年度

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

バス事業者として、我々に与えられた使命は最優先に輸送の安全を確保することであります。本書は社員全員が一丸となって弊社が定めた「安全方針」を実践し、平成 27 年度に運輸安全マネジメントの推進に取り組みました内容や達成状況及び、令和 7 年度の目標・計画について公表するものです。

株式会社京都みやび交通

目次

ページ
１．輸送の安全に関する基本的な方針2
当社の安全方針

２．輸送の安全に関する重点施策3

３．令和7度の輸送の安全に関する目標及び計画
（１）事故に関する重点目標
（２）事故防止の重点目標
（３）輸送の安全に関する計画
（４）輸送の安全に関する主な教育及び研修計画
（５）輸送の安全に関する情報の全達および共有

４．令和5年度の輸送の安全に関する取り組みの結果
（１）弊社第一当事者となる重大事故件数「０」件
（２）「自動車事故報告規則第2条」に規定する事故に関する統計
（３）事故に関する統計と達成状況
（４）主な取り組みと実施内容
（５）輸送の安全に関する内部監査結果
（６）安心で快適な輸送サービスの取り組み

５．安全統括管理者に係る情報

６．安全管理規程

７．業務組織図

８．事故・災害に関する報告連絡体系図

令和7年4月1日

輸送の安全に関する取り組み

株式会社京都みやび交通

弊社におきましては、運輸安全マネジメント体制において、社長以下全社員が一丸となって、安全と最上のサービスの提供に努めるため、次のとおり取り組みます。

１．輸送の安全に関する基本的な方針

（１）社長及び運輸部担当、または運輸部業務に従事する役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

（２）弊社は、輸送の安全に関しての計画・実行・確認・改善を確実に実施し、安全対策を常に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することで、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

（３）弊社は「輸送の安全確保」を推進するために、基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、その実践により全社員が一丸となって安全・安心な輸送を確立し、お客様に最上のサービスの提供ができる様、取り組む所存であります。

「安全方針」

私たちは、安全・安心な輸送を確立し、お客様に最上のサービス提供を目指します。

＊全ての決められたルールを守ります。
＊お客様を大切にすることを心がけ、接客の基本を守ります。

①挨拶の励行と気配り
②丁寧な言葉づかい
③にこやかな表情と親切な態度

２．輸送の安全に関する重点施策

（１）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

（２）輸送の安全に関する費用、支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

（３）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置、又は予防措置を講じること。

（４）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し、共有すること。

（５）輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

３．令和7度の輸送の安全に関する目標及び計画

（１）事故に関する重点目標

＊弊社が第１当事者となる重大事故件数『0』件

＊有責事故件数『0件以下』

（２）事故防止の重点目標

＊制限速度厳守

＊横断歩道での事故防止

＊一呼吸おいた安全確認の徹底

（3）輸送の安全に関する計画

①安全運動関係

国土交通省・自治体・バス協会などが取り組む安全運動に積極的に取り組みます。

- 春の全国交通安全運動
- 車内事故防止キャンペーン
- 夏の交通事故防止府民運動
- 秋の全国交通安全運動
- 飲酒運転防止キャンペーン
- 踏切事故防止キャンペーン
- 年末年始輸送の安全総点検の実施
- エコドライブ運動

②輸送の安全確保に関する主な重点施策

- 安全方針の周知
- 社長、担当役員、運輸部長（安全統括管理者）による職場巡回
- 社長、担当役員、運輸部長（安全統括管理者）による点呼立会い査察
- 運輸規則に基づく厳正な点呼の実施
- 管理職による添乗査察の実施
- 飲酒運転撲滅の継続的な取り組み
- 車内事故防止の継続的な取り組み
- 健康管理対策の充実

・デジタルタコグラフの有効活用

（4）輸送の安全に関する主な教育及び研修計画

・役員および管理者の研修
・運行管理者に対する教育
・運転士に対する教育
・整備管理者および整備士に対する研修

（5）輸送の安全に関する情報の伝達および共有

・社長以下、常勤役員が前月分の「事故ならびにお客様のご意見について」の分析と意見交換
・社長以下、全管理職が参加し、「事故ならびにお客様のご意見について」の分析と意見交換
・社長、安全統括管理者、運輸部管理職等が参加し、安全輸送に対する取り組みを協議
・営業所単位で、所長会議等の報告および営業所の現状認識、問題点等、所内での周知および確認
・労使協力して事故の分析・ヒヤリハット体験事例のアンケート実施と分析・対策および苦情事例による接遇向上策を確認
・社長達、運輸部長達、所長達等による輸送の安全に関する周知の徹底
・監督官庁からの通達等、輸送の安全について、指示・連絡の徹底

4．令和6年度の輸送の安全に関する取り組みの結果

（1）弊社第一当事者となる重大事故件数「0」件

（2）「自動車事故報告規則第2条」に規定する事故に関する統計

＊第2条3項（死傷事故）0件
＊第2条７項（車内事故）0件
＊第2条11項（車両故障）0件

（3）事故に関する統計と達成状況

＊有責事故件数0件

（4）主な取り組みと実施内容

①全国交通安全運動、年末年始輸送等の安全総点検等

②輸送の安全に関する研修等

③厳正な点呼および運行管理の徹底

・安全統括管理者による点呼査察

・アルコール検知器による酒気検査の徹底

④異常事態発生を想定した訓練

（5）輸送の安全に関する内部監査結果

令和6年2月に運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、経営トップ、安全統括管理者、運輸部長へのインタビューを実施するとともに、各種帳票を点検し、運輸安全管理体制について適正に実施されていることを確認しました。

（6）安心で快適な輸送サービスの取り組み

・貸切バスでは安全に対する取り組み状況が優良なバス会社であることを示すシンボルマークを申請します。

5．安全統括管理者に係る情報

役職	氏名	期間
代表取締役	坂本秀史	2017/10/1より

6.　緊急事態発生時の連絡体制

緊急事態発生時の対応について

次の事故が発生した場合、24 時間以内に京都運輸支局に報告をする。

① 自動車が転覆し、転落し火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの。

② 死者又は重傷者を生じたものであって次に掲げるもの

1. 一人以上の死者を生じたもの
2. 五人以上の重傷者を生じたもの
3. 旅客に一人以上の重傷者を生じたもの

③ 十人以上の負傷者を生じたもの

④ 酒気帯び運転があったもの

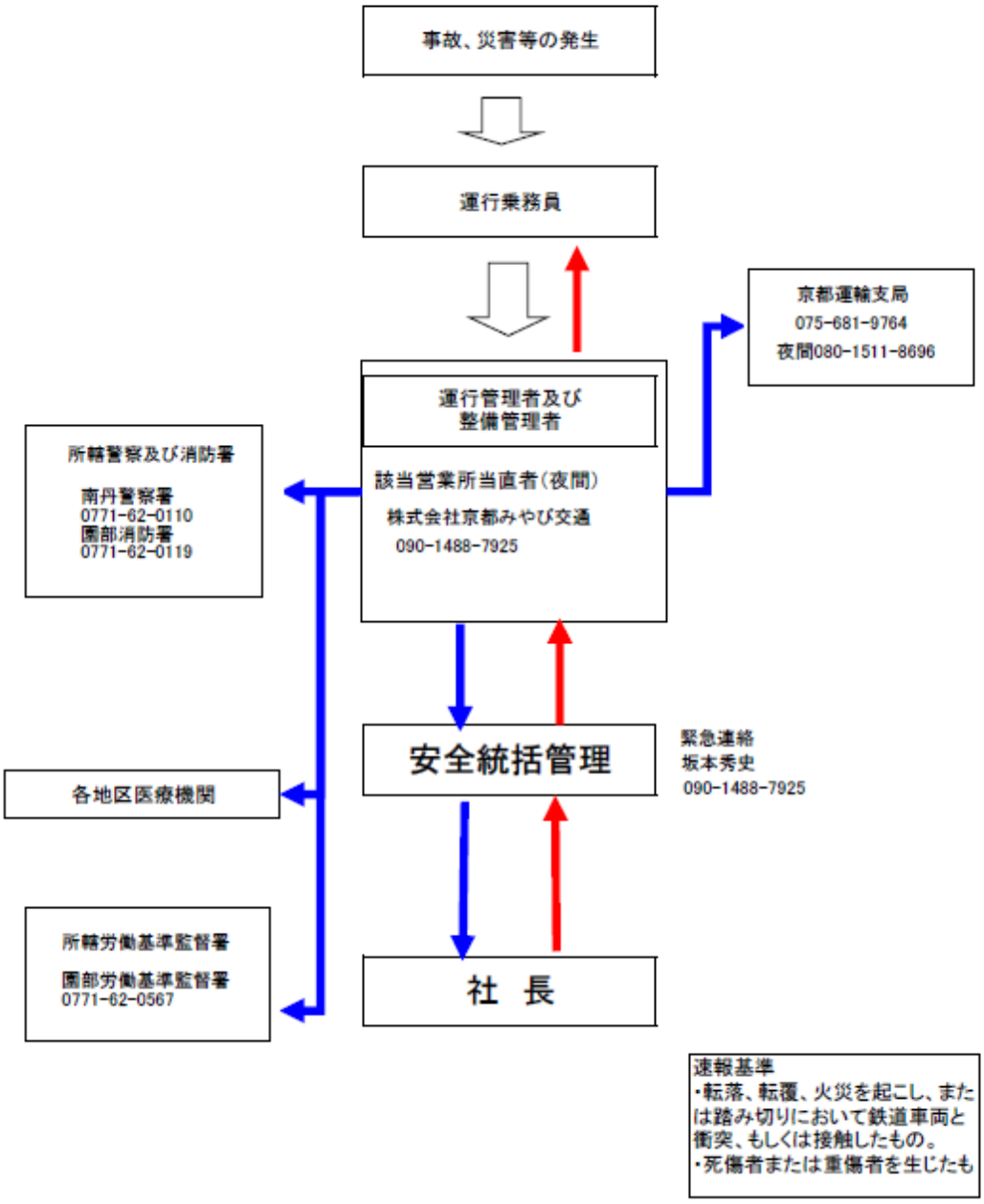

※安全統括管理者が不在の場合、
各地区所属長が、その責務を代行する。